

審 査 基 準

令和6年11月20日作成

法 令 名 : 千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例
根 拠 条 項 : 第3条
処 分 の 概 要 : 特定金属類取扱業の許可
原権者（委任先） : 千葉県公安委員会
法 令 の 定 め : 千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例第4条（許可の基準）、第5条（許可の 手続） 千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例施行規則第4条（許可の申請）
審 査 基 準 : 千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例第4条各号の欠格要件に該当しないな ど千葉県特定金属類取扱業の規制に関する条例を遵守し、適正な営業を期待できると きに許可する。
標 準 処 理 期 間 : 40日
申 請 先 : 県内に営業所を設けるとき) 県内における主たる営業所の所在地を管轄する警察署 の生活安全課 県内に営業所を設けないとき) 県内において主に行商する区域を管轄する警察署の生 活安全課
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部風俗保安課特定金属類取扱業係(電話043-201-0110)
備 考 :